



2022年4月14日

各 位

会社名 マックスバリュ東海株式会社  
代表者名 代表取締役社長 兼 神尾啓治  
社長執行役員  
(コード番号：8198 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員経営管理本部長 齋藤 論  
(TEL. 053-421-7000)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、2022年5月24日開催予定の第60期定時株主総会に、以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

2019年会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められ、振替株式発行会社（上場会社）には、その施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報についての電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。

これに伴い、当社定款の変更を行うものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月24日

定款変更の効力発生日 2022年5月24日

#### 3. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

(別紙) 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で表示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>          <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後に、これを削除する。</p>